

平成30年6月1日  
自動車局保障制度参事官室**「在宅生活支援環境整備事業（自動車事故対策費補助金）」  
（平成30年度新規事業）の公募を本日から開始します！**

国土交通省では、自動車事故による被害者保護の増進を図るための各種施策を実施しているところですが、その取組みの1つとして、平成30年度より実施する「在宅生活支援環境整備事業」（新規事業）の公募を本日から開始します。

**1. 本補助事業の概要**

在宅で療養生活を送る自動車事故により重度の後遺障害を負われた方の介護者が、様々な理由により介護が難しくなる場合（いわゆる「介護者なき後」）に備え、そうした後遺障害を負われた方々の受入環境を整備するため、障害者支援施設やグループホームに対し、設備導入や介護人材確保等に係る経費を補助する事業です。

**2. 補助対象経費**

自動車事故により重度の後遺障害を負われた方が障害者支援施設やグループホームに入所している、又は今年度に入所の予定がある場合における以下の経費

①入所施設支援費 ②人材雇用費 ③研修等経費

**3. 本補助事業の募集期間**

平成30年6月1日（金）～平成30年6月22日（金）

**4. 本補助事業の実施期間**

平成30年7月中の採択日～平成31年3月31日（日）

なお、本補助事業の応募要件・応募方法等の詳細につきましては、国土交通省のホームページ内（以下アドレス）に掲載する公募要領等をご覧ください。

([http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000066.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000066.html))

**■問い合わせ先**

国土交通省自動車局保障制度参事官室

黒岩、河内、太田

電話：03-5253-8111(内線41418)

03-5253-8580(直通)

F A X：03-5253-1638